

7 就労支援制度

(1) 障がい者への施策

1 自立支援給付で利用できる就労支援サービス

■ 訓練等給付

サービス名称	施策内容	取扱・問合先
就労選択支援 ※R7.10～開始	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行う。	市福祉事務所 又は町役場 [P9,10]
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行う。	
就労継続支援A型	一般企業などでの就労が困難な方に雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。（雇用契約あり）	
就労継続支援B型	一般企業などでの就労が困難な方に就労や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。（雇用契約なし）	
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行う。	

2 支援体制

■ ハローワークによる支援

支援体制等名称	支援内容	取扱・問合先
職業相談・職業紹介	就職を希望する障がい者の求職登録を行い、専門の職員・職業相談員がケースワーク方式により、障がいの態様や適性・希望職種に応じて、職業相談・求人開拓・職業紹介・職場適応指導等を行う。トライアル雇用等の各種助成金制度を活用し、事業主に対して雇用管理上の配慮等について助言を行う。	ハローワーク [P44]
障害者就職面接会	就職を希望する障がい者と企業とが一堂に会する合同就職面接会を実施し、マッチングを促す。	
職業訓練受講給付金（求職者支援制度）	雇用保険を受給できない求職者の方がハローワークの支援指示により職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合に訓練期間中に訓練を受けやすくするための給付を受けることができる制度（月額10万円）。	

■ 障害者職業センターによる支援

支援体制等名称	支援内容	取扱・問合先
職業評価・支援プラン（職業リハビリテーション計画）の策定	ご本人の就職希望と職業準備性のギャップを把握し、今後の方向性や支援プラン等を職業リハビリテーション計画として取りまとめ、安定した就労に向けた助言を行う。 職業リハビリテーション計画に沿って、職業準備支援・ジョブコーチ支援・リワーク支援等の支援を行う。	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構愛媛支部 愛媛障害者職業センター [P45]

支援体制等名称	支援内容	取扱・問合せ先
職業準備支援	各々に合った期間（最長 12 週間）や内容を設定・作業体験の他、就職活動や職業生活で参考になる講座の受講を通して就職の準備を行う。	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構愛媛支部 愛媛障害者職業センター [P45]
ジョブコーチ（職場適応援助者）支援事業	ジョブコーチを事業所へ派遣し、障がいのある方や事業主に対して、雇用の前後を通じて障がい特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行う。	
リワーク支援	うつ病等の精神疾患で休職している方を対象に、主治医と連携しながら職場復帰のためのウォーミングアップを行う（標準 3 ヶ月）。同時に在籍事業所に対しても支援を行い、円滑な復職に結び付ける。	
事業主支援	障がい者を雇用しようとする又は雇用している事業主に対して、雇用促進・雇用継続・職場復帰の各段階に応じた体系的かつ専門的な支援を行う。	

■ その他支援

支援体制等名称	施策内容	取扱・問合せ先
福祉・教育・医療から雇用への移行推進事業	障がい者本人の就労に対する不安や中小企業の障がい者雇用に関する不安を解消するため、労働局に専門のコーディネーターを配置し、関係機関と連携しつつ、職場実習・就労セミナー・事業所見学等を実施し、福祉・教育・医療から雇用への移行を推進する。	愛媛労働局 職業対策課 又はハローワーク [P44]
障害者トライアル雇用	障がいのある方を短期間（原則 3 カ月）試行的に受け入れることにより、事業主の障がい者雇用に対する不安を軽減すると共に障がい者雇用のきっかけをつくり、常用雇用への移行を促進する。	
障害者短時間トライアル雇用	精神障がい又は発達障がいのある方の障がい特性に鑑み、短時間の就労から始め、一定の期間をかけて、仕事や職場への適応状況等に合わせて徐々に就業時間を伸ばし、常用雇用への移行を目指す。（3 カ月以上 12 カ月以内）	
障害者就業・生活支援センター	関係機関との連携により、障がい者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談支援等を行う。 （就業）就職に向けた準備支援、求職活動支援、職場定着支援など （生活）生活習慣形成、日常生活の自己管理、地域生活、生活設計に関する助言。	障害者就業・生活支援センター [P45]
訓練手当	ハローワークの指示により、公共職業訓練施設を行う職業訓練を受講する方に対して、一定の額を支給する。	ハローワーク （申請・支給は 県労政雇用課） [P44]
求人開拓員（ジョブサポーター）	障がい者委託訓練等の受入れ企業の開拓や就職後のアフターフォローを行う。	県労政雇用課 [P44]
障がい者職業訓練コーディネーター	障がい者委託訓練の委託先の開拓、受講生の募集、職業訓練のマッチングを行う。	

支援体制等名称	施策内容	取扱・問合せ先
障がい者職業訓練 コーチ	障がい者委託訓練の訓練生への、訓練前から訓練修了後までの専門的・総合的な支援を行う。	県労政雇用課 [P44]
障がい者訓練就労 支援員	障がい者委託訓練の訓練生に対し、カウンセリングなどの専門的な知識・手法を活かした、よりきめ細やかな生活相談や就労支援を行う。	
マッチングサポーターの設置	マッチングサポーターが障がい者雇用義務のある企業を訪問し、障がい者雇用についての理解促進を図るほか、障がい者の職場見学・実習及び就労の受入先を開拓し、障がい者と企業のマッチングを行う。	県労政雇用課 [P44]
障がい者雇用現場 見学会	法定雇用率未達成企業等の人事担当者向けに、積極的に障がい者雇用に取り組んでいる企業の現場を見学する機会を提供し、障がい者雇用に取り組むきっかけづくりを行う。	
特別支援学校による 職場体験としての 現場実習	高等部を設置する特別支援学校（9校）で、職場体験としての現場実習を実施。	県特別支援教育課 [P44]
キャリア教育・就 労支援充実事業	各特別支援学校にキャリア教育推進連絡協議会を設置し、労働・福祉等関係機関との連携強化を図るとともに、特別支援学校技能検定を実施し、特別支援学校生徒の働く力や意欲を高め、企業にアピールする。また、就労支援コーディネーターを配置し、特別支援学校の生徒の就労先・現場実習先の開拓や卒業生の職場定着支援を行うとともに、高等学校に在籍する障がいのある生徒の就労に関する相談に対応する。	
発達障がい者支援 センター	発達障がい者支援の地域の拠点として、労働関係機関との連携協力のもと、直接・間接に就労支援を行う。	発達障がい者支援セ ンター あいゆう [P11]
えひめチャレンジ オフィス	常時勤務による就労に不安がある障がい者を対象に、民間企業等への就労（ステップアップ）を支援するため、県の会計年度任用職員（チャレンジ職員）として3年を上限に雇用し、就労経験を積む機会を提供する。	県人事課 県障がい福祉課 [P44]

3 能力開発支援

■ 障がい者委託訓練

支援体制等名称	施策内容	取扱・問合せ先
OA総務コース （精神障がい者対 象）	精神障がいのある方で、ハローワークの受講斡旋を受けた方に、ワードやエクセルなどのOA関係スキルの習得とともに、実務で必要となる経理や簿記等のスキルや他人とのコミュニケーション能力などの「ソーシャルスキル」の習得のための訓練を行う。	ハローワーク 又は愛媛中央産業技術専 門校・愛媛中央産業技術 専門校（松山駐在） [P44]
OA総務コース （発達障がい者対 象）	発達障がいのある方で、ハローワークの受講斡旋を受けた方に、ビジネスマナーやコミュニケーションスキルの習得・向上、パソコンソフトの基本・応用操作の訓練のほか、本人の適性に応じた基礎的な訓練を行う。	ハローワーク 又は愛媛中央産業技術専 門校（松山駐在） [P44]

支援体制等名称	施策内容	取扱・問合せ先
OA関係コース	障がいがあり、ハローワークの受講斡旋を受けた方に、パソコンを用いた文書作成や表計算等の知識及び技能の習得を図るための訓練を行う。	ハローワーク 又は県下産業技術専門校 [P44]
実践能力習得科	障がいがあり、ハローワークの受講斡旋を受けた方に、ビル清掃、食料品製造など企業の現場において、関連業務に関する作業実習を中心とした実践的な訓練を行う。	ハローワーク 又は県下産業技術専門校 [P44]
特別支援学校早期訓練科	特別支援学校高等部等に在籍する生徒を対象に、ハローワークの受講斡旋のもと、県内の企業、社会福祉法人、NPO 法人等の事業所現場において、作業実習を中心とした実践的な訓練を行う。	ハローワーク 又は愛媛中央産業技術専門校・愛媛中央産業技術専門校(松山駐在)・宇和島産業技術専門校 [P44]

■ その他

支援体制等名称	施策内容	取扱・問合せ先
障がい者インターンシップ	県関係機関が、身体、知的、精神障がい者を 1 週間程度受け入れ、パソコンによるデータ集計などの日常業務の体験の場を提供する。	県障がい福祉課 [P44]
愛媛のえひめ特別支援学校技能検定	特別支援学校生徒に対して、清掃、接客、販売実務、情報の 4 部門の技能検定を実施し、障がいのある生徒の社会参加・自立につながる力を育成する。	県特別支援教育課 [P44]

(2) 企業・事業所等への施策

1 事業主に対する雇用関係助成金等（雇用創出・新規雇用）

給付金等名称	施策内容	取扱・問合せ先
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	障がいがあり、就職が特に困難な方をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた場合に一定額を一定期間助成する。	愛媛労働局 職業対策課 又はハローワーク [P44]
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	発達障がい者または難治性疾患患者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた場合に一定額を一定期間助成する。	
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	障がい者を、ハローワーク等の紹介により、一定期間試行雇用を行う場合に一定額を助成する。	
トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）	直ちに週 20 時間以上の勤務が困難な精神障がい者及び発達障がい者の求職者について、3～12 カ月をかけて週 20 時間以上の就業を目指して試行雇用を行う場合に一定額を助成する。	

給付金等名称	施策内容	取扱・問合先
キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）	障がいのある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主に対して助成する。	愛媛労働局 職業対策課 又はハローワーク [P44]
障害者雇用納付金	常用雇用労働者の総数が100人を超えており、障がい者雇用率未達成事業主に対して、雇用不足となっている障がい者1人につき一定の金額を徴収する。	(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構愛媛支部 高年齢・障害者業務課 [P45]
障害者雇用調整金	常用雇用労働者の総数が100人を超えており、障がい者雇用率達成事業主に対して、超過して雇用している障がい者1人につき一定の金額を支給する。	
報奨金	障害者雇用納付金申告対象外の事業主であって、一定数を超えて障がい者を雇用している事業主に対して、申請に基づき超過1人につき一定の金額を支給する。	
在宅就業障害者特例調整金	障害者雇用納付金申告対象事業主であって、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対して仕事を発注し、業務の対価を支払った事業主に対して一定の額を支給する。	
在宅就業障害者特例報奨金	報奨金申請対象事業主であって、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対して仕事を発注し、業務の対価を支払った事業主に対して一定の額を支給する。	
障害者作業施設設置等助成金	障がい者を労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、その障がい者が障がい克服し作業を容易に行えるよう配慮された施設又は改造等がなされた設備の設置又は整備を行う（賃借による設置を含む）場合に、その費用の一部を助成する。	
障害者福祉施設設置等助成金	障がい者を継続して雇用している事業主が、障がい者である労働者の福祉の増進を図るため、保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設の設置又は整備する場合に、その費用の一部を助成する。	
障害者介助等助成金	障がい者を労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、障がいの種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成する。	
重度障害者等通勤対策助成金	重度障がい者等又は通勤が特に困難と認められる身体障がい者を雇い入れるか継続して雇用している事業主等が、これらの障がい者の通勤を容易にするための措置を行う場合に、その費用の一部を助成する。	
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	重度障がい者等を多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主で、これらの障がい者のために事業施設等の設置又は整備を行い、モデル性が認められる場合に、その費用の一部を助成する。	
職場適応援助者助成金	職場適応援助者（ジョブコーチ）による援助を必要とする障がい者のために、職場適応援助者による支援を実施する事業主に、その費用の一部を助成する。	
障害者雇用相談援助助成金	障がい者の雇い入れ及びその雇用の継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する援助の事業（障害者雇用相談援助事業）を当該援助事業の利用事業主に対して行う事業者に支給する。	
障害者能力開発助成金	障がい者の能力開発訓練を行うための施設または設備の設置や整備等を行う場合やその能力開発訓練事業を運営する場合に支給する。	

2 その他事業主への助成施策

■ 障がい者雇用企業に係る地方税の特別措置

税の軽減措置等名称	施策内容	取扱・問合せ先
法人事業税・個人事業税の軽減措置	障がいのある方を雇用する事業主（労働者数40人未満）について、適用対象事業年度（年）の雇用障がい者数が基準事業年度（年）の実績を上回る場合、事業税の税率を1/2とする。（軽減税額は、障がい者雇用拡大数1人当たり10万円を限度とする。）	県税務課 又は県労政雇用課 [P44]
事業所税の軽減措置	（従業者割に係る事業所税の軽減措置） 従業者給与総額の算定において、障がい者分を控除する。 （資産割に係る事業所税の軽減措置） 障がいのある方を一定割合雇用しており、中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金等を受給して事業用家屋を取得した事業主について、事業所の床面積の1/2に相当する面積分を事業所税から控除する。	松山市市民税課

■ その他

施策等名称	施策内容	取扱・問合せ先
県の障がい者雇用企業に係る物品調達等における優遇	障がいのある方を一定以上雇用する企業について、一般競争入札及びオープンカウンター方式による物品の発注情報を随時メール又は電話で提供する。	県会計課 [P44]
県内の授産施設等に係る物品調達における優遇	製造している物品を会計課に届け出た授産施設等に対して発注するように努める。	
県の障がい者雇用企業に係る工事の競争入札等参加資格に係る優遇	県発注工事の競争入札等に加わろうとする建設業者のうち、障がいのある方を一定以上雇用する企業について、建設業者の格付けにおいて加点を実施する。	県行政経営課 [P44]
特例子会社制度	事業主が障がい者雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定する。	愛媛労働局職業対策課 又はハローワーク [P44]
障害者優先調達推進法	障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体等が物品や役務を調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進する。	県障がい福祉課[P44] 市役所・町役場[P9,10]
共同受注窓口	類似業種や近隣地域の事業所ネットワークを活かして、複数の障害福祉サービス事業所がグループを組織し、依頼された仕事の斡旋・仲介を行う。	県障がい福祉課 [P44]
即売会（セルフフォーラム）	県内の障害者就労施設で利用者が製作した製品の即売会の開催。	県障がい福祉課又は愛媛県社会就労センター協議会 [P44,45]

(3) 障がい者雇用普及啓発施策

施策等名称	施策内容	取扱・問合せ先
えひめアビリンピックの開催	障がい者が職場等で日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障がい者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として開催。	(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構 愛媛支部 高齡・障害者業務課 〔P45〕

※各施策には、個別に詳細な要件等があります。
必ず事前に対象機関へ相談してください。



(4) 支援メニューのお問い合わせはこちらへ

名 称	所 在 地	電話番号
愛 媛 県	松山市一番町 4-4-2 https://www.pref.ehime.jp/	089-941-2111 (代表)
総務部行政経営課	入札監理グループ(内線 2294) FAX: 089-921-6363	
総務部人事課	人事係(内線 2176) FAX: 089-921-6368	
総務部税務課	直税係(内線 2201) FAX: 089-912-2199	
保健福祉部障がい福祉課	障がい政策係(内線 2422) 在宅福祉係 (内線 2423) 障がい施設係(内線 2421) 障がい支援係(内線 2424) FAX: 089-931-8187	
経済労働部労政雇用課	雇用対策グループ(内線 2502) 職業能力開発グループ(職業訓練) (内線 2503) FAX: 089-912-2508	
教育委員会事務局指導部 特別支援教育課	教育指導グループ(内線 2967) FAX: 089-912-2964	
出納局会計課	用品調達係(内線 2156) FAX: 089-943-6891	
発達障がい者支援センター あいゆう	東温市田窪 2135 (愛媛県立子ども療育センター内)	TEL: 089-955-5532 FAX: 089-955-5547
新居浜産業技術専門校	新居浜市大生院 1233-2	TEL: 0897-43-4123 FAX: 0897-41-9880
愛媛中央産業技術専門校	今治市桜井団地 4-1-1	TEL: 0898-48-0525 FAX: 0898-47-3955
愛媛中央産業技術専門校(松山駐在)	松山市本町 7-2	TEL: 089-924-5768 FAX: 089-924-5769
宇和島産業技術専門校	宇和島市柿原甲 1712	TEL: 0895-22-3410 FAX: 0895-23-6550
愛媛労働局 職業安定部職業対策課	松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎5階 https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/	TEL: 089-941-2940 FAX: 089-941-5200

名 称	所 在 地	電話番号
公共職業安定所(ハローワーク)		
松 山	松山市六軒家町 3-27 松山労働総合庁舎 1~3 階	TEL: 089-917-8609 FAX: 089-917-5233
今 治	今治市南宝来町 2 丁目 1 番地 6	TEL: 0898-32-5020 FAX: 0898-33-3593
八幡浜	八幡浜市駅前 1 丁目 838-1	TEL: 0894-22-4033 FAX: 0894-22-5051
宇和島	宇和島市天神町 4-7	TEL: 0895-22-8609 FAX: 0895-22-8566
新居浜	新居浜市一宮町 1-14-16	TEL: 0897-34-7100 FAX: 0897-37-0590
西 条	西条市大町受 315-4	TEL: 0897-56-3015 FAX: 0897-56-3001
四国中央	四国中央市三島中央 1-16-72	TEL: 0896-24-5770 FAX: 0896-23-6639
大 洲	大洲市中村 210-6	TEL: 0893-24-3191 FAX: 0893-23-3620

名 称	所 在 地	電話番号
障害者就業・生活支援センター		
障害者就業・生活支援センター ジョブあしすとUMA	四国中央市三島宮川 2-4-2 https://choushin.net/job-uma/	0896-23-6558
障がい者就業・生活支援センター エール	新居浜市本郷 1 丁目 2 番 22 号 http://shahuku-wakabakai.jp/	0897-66-8800
障害者就業・生活支援センター あみ	今治市北宝来町 2 丁目 2 番地 12 http://www.kurushimakai.jp/ami	0898-34-8811
えひめ障がい者就業・生活支援センター	松山市道後町 2-12-11 http://e-shugyo.net/	089-917-8516
八幡浜・大洲圏域障がい者就業・生活支援センター ねっと Work ショイ	西予市宇和町卯之町 5 丁目 3 4 9 番地 https://e-hataraku.net/	0894-62-7887
南予圏域障害者就業・生活支援センターきら	宇和島市大宮町 3-2-10 http://www.shokokai-grp.or.jp/rs/kira/	0895-22-0377
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛媛支部		
愛媛障害者職業センター	松山市若草町 7-2 https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/ehime/	TEL : 089-921-1213 FAX : 089-921-1214
高齢・障害者業務課	松山市西垣生町 2184 https://www.jeed.go.jp/location/shibu/ehime/	TEL : 089-905-6780 FAX : 089-905-6781
愛媛県社会就労センター協議会	松山市持田町三丁目 8-15 愛媛県社会福祉協議会内 http://www.ehime-selp.jp/	TEL : 089-921-8566 FAX : 089-921-3398

